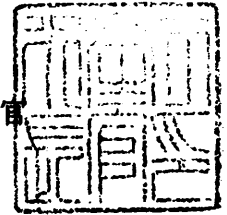




28水管第2332号
平成29年3月14日

防衛省整備計画局長殿

水産庁長官



29.3.10付け防整提第2981号で照会があった事項について以下のとおり回答する。

記

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第39条第1項に対応している都道府県漁業調整規則例（平成19年8月30日付け19水管第1589号水産庁長官通知）第45条第1項においては、「漁業権の設定されている漁場内」において岩礁の破碎又は土砂若しくは岩石の採取（以下「岩礁破碎等」という。）を行うためには、知事の許可を受けなければならない旨規定されている。

漁業権の設定されている漁場内のうちの一部の区域について、漁業権が、法定の手続である漁業法（昭和24年法律第267号）第31条の規定に基づく組合員の同意及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第50条の規定に基づく特別決議を経て放棄された場合、漁業法第22条の規定に基づく漁業権の変更の免許を受けなくても漁業権は消滅し、当該区域は、「漁業権の設定されている漁場内」に当たらず、岩礁破碎等を行うために許可を受ける必要はないと解される。

当庁においては、上記解釈の下、沖縄県漁業調整規則を認可したところであり、沖縄県漁業調整規則の解釈・運用についても、上記の解釈を前提に行われる必要があると考えている。

